

上尾市学校給食実施条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 9 号

上尾市学校給食実施条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市立学校における学校給食の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 上尾市立学校設置条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 1 1 号）第 2 条に規定する小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（上尾市立東中学校向原分校を除く。以下「中学校」という。）をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食その他市立学校において実施される給食をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 学校給食費負担者 保護者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）その他学校給食を受ける者（小学校に在学する児童及び中学校に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）を除く。）をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、児童生徒、市立学校の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 7 条第 1 項に規定する県費負担教職員をいう。）その他の学校給食を実施する必要がある者に対し、学校給食を実施するものとする。

2 一の年度における学校給食の実施の期間及び回数は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が上尾市学校給食運営委員会（上尾市学校給食運営委員会条例（令和 5 年上尾市条例第 3 号）第 1 条の規定に基づき設置された上尾市学校給食運営委員会をいう。）の意見を聴いて定める

ものとする。

(学校給食費)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費（学校給食費負担者が保護者以外の者である場合にあっては、学校給食費に相当する経費。以下同じ。）を徴収する。

2 学校給食費の額は、毎年度、市長が定めるものとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市学校給食運営委員会条例の一部改正)

2 上尾市学校給食運営委員会条例（令和5年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項」を「上尾市学校給食実施条例（令和 年上尾市条例第 号）第2条第2号」に改める。

第2条第2号中「学校給食法第11条第2項」を「上尾市学校給食実施条例第4条第1項」に改める。